

環境省と同時発表

平成22年2月26日

## 平成20年度PRT Rデータの公表等について －化学物質の排出量・移動量の集計結果の概要等－

経済産業省と環境省は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）に基づき事業者から届出のあった平成20年度の化学物質の排出量・移動量等について、同法施行後8回目の集計等を行い、今般、その結果を取りまとめましたので、本日集計結果を公表いたします。

また、個別事業所データについても、経済産業省及び環境省のホームページ上で公表いたします。なお、個別事業所データのCD-R等による開示請求の受付も開始いたします。

### 1. 経緯等

平成11年7月に公布された「化学物質排出把握管理促進法」に基づき、「PRT R制度（化学物質排出移動量届出制度）」が導入されました。

PRT R制度では、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、かつ人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある354種類の化学物質（第一種指定化学物質）について、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計値の集計結果を公表することとされています。

平成21年4月から6月までの間に、平成20年度における環境への排出量・移動量について、全国およそ4万の事業所からの届出がありました。

経済産業省は、環境省と共同で当該排出量等を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を取りまとめました。集計結果及び個別事業所データについては、本日2月26日から、ホームページ（[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)）等に掲載します。

また、平成20年度分の個別事業所データのCD-R等による開示請求の受付も開始します。

## 2. 集計結果の公表について

集計結果に係る以下の資料については、ホームページにて掲載します。

経済産業省

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

環境省

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0<sup>ゼロ</sup>.html>

### ① プレス発表資料（経済産業省）

本紙のこと。

※「別添」：「平成20年度PRTTRデータの概要」のポイントをまとめたもの

「参考」：届出排出量・移動量に関する平成20年度データと前年度までのデータ

### ② 集計表

「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」（経済産業省・環境省令）に基づき集計した対象化学物質別、都道府県別、業種別（45業種）、事業所における従業員数の規模別などの集計表（4,464種類）です。

〔集計表の内訳〕

- ・届出排出量・移動量の集計
  - … 全国／都道府県別 及び 全業種／業種別 : 2,208 種類
- ・従業員数の規模別による平均届出排出量・移動量の集計
  - … 全国／都道府県別 及び 業種別 : 2,160 種類
- ・届出外排出量の集計
  - … 全国／都道府県別 : 48 種類
- ・移動体の排出量の集計
  - … 全国／都道府県別 : 48 種類

※各集計表は、ホームページ上で pdf 及び csv 形式のファイルで提供します。

### ③ 「平成20年度PRTTRデータの概要」

事業者からの届出状況、業種別・都道府県別の届出排出量・移動量の集計結果、届出外排出量の推計結果などの概要を取りまとめたものです。

### ④ 「平成20年度PRTTR届出外排出量の推計方法等の概要」

届出外排出量の推計方法、推計の基礎としたデータを参考資料として取りまとめたものです。

### 3. 個別事業所データの公表について

個別事業所データについて、従来の開示請求方式による開示に加え、ホームページによる公表も行っております。

#### (1) ホームページによる公表

平成20年度分及び過年度分（平成13年度分～平成19年度分）の電子ファイル化された個別事業所データについてホームページで公表を行います。

なお、個別事業所データは、以下のURLに掲載しております。

経済産業省

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

環境省

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0<sup>ゼロ</sup>.html>

#### (2) 開示請求の手続きについて

化学物質排出把握管理促進法第10条の規定に基づき、前記2.の集計結果の公表があった日以後、どなたでも、所定の手続きを経れば、各事業所から届出のあった排出量等のデータについて、国に対して開示請求を行うことができます。

開示請求があれば、国は、請求者に対し速やかに開示を行います。平成20年度データの開示請求の受付は、本日15時から開始します。

開示請求は①PRTTR開示窓口への来訪、②郵送、③インターネットによる方法の3通りがあります。なお、請求に際しては、所定の手数料が必要となります。詳細は以下のURLを御確認ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/7\\_4.html#tesuryo](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/7_4.html#tesuryo)

#### <PRTTR開示窓口>

国によるPRTTRの開示に係る事務を行う「PRTTR開示窓口」は、経済産業省、環境省及び他の関係事業所管省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省）内に設置しています。

経済産業省のPRTTR開示窓口は下記のとおりです。

#### ○経済産業省 PRTTR開示窓口

受付： 土日祝日を除き、平日10:00～17:00

(12:00～13:00を除く)

※ただし、本日2月26日に限り、15:00～17:00

所在地：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局化学物質管理課内（本館7階西6）

電話：03-3501-1511（内線3691～3695）

経済産業省及び環境省の窓口では、事業者から届け出られたすべての情報を対象に請求を受け付け、開示を実施するほか、請求にあたっての事前照会、開示手続全般の問い合わせも受け付けています。

事業所管省庁の窓口においては、当該省庁の所管に係る事業者データについて、開示請求を受け付け、開示を実施します。各省庁のPRTTR開示窓口及び具体的な開示手続等については、以下のURLに掲載しています。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/7.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/7.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課長 福島

担当者：濱口、村松、野田、井上

電話：03-3501-1511 (内線 3691)

03-3501-0080 (直通)